

令和 3 年度 第二部会技術分科会 活動報告 (概要)

令和 4 年 7 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

1 名増員し、13 社 16 名で構成

(2) 開催回数

定例会 (原則月 1 回) 11 回=計 11 回
全て会議室および Web 併用で開催した。

2. 審議・確認事項

(1) 泡消火設備の点検基準等改正への対応について

- ・パブリックコメントで示された案について、疑問点や不明点等について確認、検討した。
- ・機能を維持するための措置の「基準年」の定義について再確認した。
- ・一斉開放弁の機器点検と総合点検での取扱いについて確認した。
- ・サンプリング検査の結果、1 項目でも不合格の場合の取り扱いが明記されていないことを確認した。
- ・リーフレットを作成し、消火装置工業会ホームページで公開した。

(2) 消火設備の維持管理に関する資料中のたん白の交換推奨年数の変更について

- ・点検基準改正に伴い、たん白泡消火薬剤の交換推奨年数がサンプリング検査開始時の経過年数より長くなったので、資料中の年数変更ができないか検討した。
- ・すでに広く周知されている資料であり、年数を変えることは慎重にすべきという意見もあり、検討した結果、(1)で作成したリーフレット中に記載することにした。

(3) 点検基準改正に伴う一斉開放弁の設置年数台帳について

- ・点検基準改正に伴い、一斉開放弁の設置年数台帳の項目を検討した。
- ・消防庁で例を示したので、点検者はそちらを参考にするであろうことから、消火装置工業会独自の案を提示することは取り止めとした。

(4) 泡消火薬剤のサンプリング検査の対象が増加した場合の対応について

- ・点検基準が改正され、P F O S 含有泡消火薬剤以外の泡消火薬剤もサンプリング検査の対象になったため、検査実施会社が受け入れ体制を作れるか再度検討した。
- ・検査を行うために必要な泡消火薬剤の基本情報については、検査実施会社間で情報共有することで対応する。

(5) 化審法における P F O A 規制への対応について

- ・所掌省庁から化審法の規制対象となるか否かの判断基準が示されたため、第二部会技術分科会への参加会社の泡消火薬剤について、ユーザーがあらゆる判断をできるような項目別の一覧表を作成し、消火装置工業会ホームページ掲載した。
- ・「P F O A 規制に伴う泡消火薬剤および泡消火設備に関する取扱いについて」を作成し、消火装置工業会ホームページに掲載した。

(6) P F O S 含有泡消火薬剤の交換促進について

- ・化審法による規制が平成 22 年 (2010 年) に開始されてから 10 年以上が経過しているが、

未だに多くの泡消火薬剤が現存していると推察される。

- ・交換促進に向けて何ができるか検討した。(継続作業)

(7) フッ素フリー薬剤実現のための議論について

- ・将来有機フッ素化合物そのものが規制される可能性も考えられるが、泡消火薬剤の仕様については消防法で管理されている。どのような課題が考えられるかフリーディスカッションとして不定期に検討した。(継続作業)

3. 関連作業部会および外部委員会

(1) PFOA等対応WG

- ・令和3年度は7回開催した。

(2) 都道府県消防設備協会点検推進指導員研修会の講師派遣について

- ・泡消火設備の点検について講師派遣依頼があり、2部会から講師を派遣した。

以 上